

四川省特許保護条例

2001年9月22日改正

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

四川省特許保護条例

(1997年6月16日四川省第8期人民代表大会常務委員会第27回会議採択、2001年9月22日四川省第9期人民代表大会常務委員会第25回会議『四川省人民代表大会常務委員会「四川省特許保護条例」の改正に関する決定』に基づき改正)

第1章 総則

第1条 発明創造の特許権を保護し、特許権者及び公衆の合法的權益を維持するため、「中華人民共和国特許法」、「中華人民共和国特許法実施細則」及び国の関係規定に基づき、四川省の実情に照らし、本条例を制定する。

第2条 四川省の行政区域において特許に関係する活動に従事する場合、本条例を適用する。法律、法規に別の規定がある場合は、その規定に従う。

第3条 県級以上の人民政府は特許の業務に対する指導を強化し、特許技術の産業化を支持及び促進しなければならない。

県級以上の人民政府の特許管理部門は本行政区域における特許の保護業務を行う。

第4条 経済貿易、科学技術、公安、工商行政、品質技術監督、税関、国境検査検疫、ニュース出版及び放送映画テレビなどの行政部門は、各自の職責の範囲内で特許の保護業務を行うものとする。

第2章 特許保護及び管理

第5条 出願者が特許出願の条件を具備した研究開発の成果を国内外に特許出願することを奨励し、特許管理部門は必要な指導を行うものとする。職務発明の特許出願する以前に、当該発明創造の技術方案と関係する者は当該発明創造に対し守秘義務を負い且つ自ら譲渡してはならない。

県級以上の人民政府は本行政区域における公民、法人又はその他の組織が特許出願し、独立的な知的財産権を取得するために、特許の支持資金を設立しなければならない。

第6条 省の特許管理部門は当事者の申請に応じ、専門的に知的財産権の研究、鑑定等の業務に従事している学術団体、社会仲介機構の組織で特許技術の鑑定業務を行うことができる。当事者は法に基づき特許技術の鑑定機構に鑑定を委託することもできる。

第7条 下記に挙げる場合の一に該当するとき、当事者は関係する主管部門に特許検索報告書を提出しなければならない。

- (1) 重要な科学研究プロジェクトの立案及び新製品、新技術の開発。
- (2) 技術、設備の輸出入貿易。
- (3) 国からの支持、投資を申請する科学技術プロジェクト。
- (4) 外国側が特許技術、設備を投資し中外合資、協力企業の設定を申請する。

第8条 特許権者及び特許実施権者はその特許製品又は特許製品の包装に特許標識を表

示す権利を有し、特許標識の表示方法は関係規定に従わなければならない。

第9条 放送、テレビ、新聞広告などを通じて特許製品及び特許方法を宣伝、推薦販売する場合、当事者は審査認可機関及び流通単位に特許管理部門の当該特許権がその時点で有効である証明文書を提供しなければならない。特許実施権者は当該特許実施許諾契約書の副本も提供しなければならない。

如何なる単位及び個人も特許を詐称する製品又は方法に広告を発布してはならない。

第10条 如何なる単位及び個人も特許権侵害、他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為に対し製造、許諾販売、販売、使用、展示、広告、格納、輸送、隠匿などの便宜を提供してはならない。

第11条 国有資産を有する単位は下記に挙げる場合の一に該当するとき、特許資産の評価を行わなければならない。

- (1) 特許出願権、特許権を譲渡する場合。
- (2) 国有企業及び事業単位が法人として変更又は解散前に特許資産を評価する必要がある場合。
- (3) 国有の特許資産をもって外国の会社、企業、その他の経済組織又は個人と合資、協力して実施し、又は外国の会社、企業、その他の経済組織又は個人に合資、協力実施を許諾する場合。
- (4) 特許資産を出資し有限責任公司又は株式会社を設立する場合。
- (5) 各種の形で国外から特許技術を導入する場合。
- (6) 他に国家规定に基づき特許資産を評価する場合。

特許資産の評価は法定の資産評価機構により行われる。

国有資産を有しない単位も法に基づきその特許資産の評価を申請することができる。

第3章 特許紛争の行政処理

第12条 特許権者の許諾なしにその特許を実施する侵害行為に対し、特許権者又は利害関係者は省、市（州）の特許管理部門に処理を求めることができ、法に基づき人民法院に訴えることもできる。

第13条 当事者は下記に挙げる特許紛争について県級以上の特許管理部門に調停を求めることができ、又は仲裁協議に基づき仲裁を要求し又は法に基づき直接人民法院に訴えることができる。

- (1) 特許権侵害の賠償額に係わる紛争。
- (2) 発明特許出願が公告された後、特許権付与以前に発明を実施したのにもかかわらず適当な費用が支払われないことに係わる紛争。
- (3) 特許出願権及び特許権の帰属に係わる紛争。
- (4) 職務発明者、創作者の報奨及び報酬に係わる紛争。
- (5) 特許発明者、設計者の資格に係わる紛争。

前記第(2)項に規定された紛争については、特許権者は特許権付与以後に調停を申請し又は訴訟を提起しなければならない。

第14条 特許管理部門に特許紛争の調停、処理を求める場合、下記に示す条件に適合しなければならない。

- (1) 請求者が特許紛争と直接利害関係がある。
- (2) 明確な被請求者と具体的な請求事項、事実根拠がある。
- (3) 当事者の間に仲裁約定がなく且ついずれも人民法院に提訴していない。
- (4) 特許管理部門の管轄範囲に属する。

第15条 特許管理部門に特許紛争の調停、処理を求めるに際し、請求者は申請書を提出しなければならない。特許管理部門は申請書を受けた後、10日以内に立案して受理するか否かの審査決定を下し、且つ書面にて請求者に通知しなければならない。

第16条 特許管理部門は特許紛争の調停、処理において、立案日から5日以内に申請書の副本を及び答弁通知書を被請求者に送達しなければならない。

被請求者は申請書の副本及び答弁通知書を受領した後、15日以内に答弁書及び関係証拠を提出しなければならない。被請求者が申請書の副本及び答弁通知書を受領を拒絶または期限通りに答弁書を提出しない場合も、特許紛争案件の処理には影響を及ぼさない。

第17条 省、市(州)の特許管理部門は特許紛争の処理において、当事者に期日通りに参加するよう通知しなければならない。当事者が書面での通知によっても正当な理由なしに参加を拒絶し、又は同意を得ずに中途退出した場合、請求者である場合は、自ら申請を取り下げたものと看なし、被請求者である場合は、欠席下での処理決定を下すことができる。

第18条 特許管理部門は特許紛争の調停、処理において特許権の有効原則を適用する。

特許紛争が立案された後、被請求者は特許再審委員会に請求者の特許権が無効であるとの宣告を申請した場合、特許再審委員会の受理通知書を受領した日から10以内に紛争案件を受理した特許管理部門に書面にて調停、処理手続きの中止を申請しなければならない。特許管理部門は調停、処理手続きの中止申請に対し審査決定を下し、且つ書面にて当事者に通知しなければならない。

第19条 特許管理部門は特許紛争の処理に際し、現場検査、案件に係わる図面、資料、帳簿などの証拠を検閲、複製する権利を有し、関係単位又は個人は調査に協力し且つ関係資料を提供しなければならない。

第20条 特許管理部門は特許紛争の処理に際し、請求者の申請に応じて案件に係わり消滅又は廃棄、移転される可能性のある物品を登記して封印保存することができる。

請求者が登記して封印保存する措置を申請する場合、担保を提供しなければならない。且つ特許管理部門の審査決定を得なければならない。被請求者が担保を提供した場合、特許管理部門の審査決定を経て封印保存を解除することができる。

第21条 特許管理部門は特許紛争の処理において、侵害行為が成立すると認めた場合、侵害者に対し直ちに侵害行為を停止するよう命ずることができる。

- (1) 侵害製品の製造、使用、許諾販売、販売、輸出入を停止する。
- (2) 侵害製品を製造するための型、専用道具を廃棄する。

当事者は上述の処理決定に不服がある場合、処理決定書を受領した日から15日以内に

「中華人民共和國行政訴訟法」に基づき人民法院に訴えることができ、当事者が期限を過ぎても提訴せず且つ侵害行為を停止しない場合、特許管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。

第22条 特許権者及びその利害関係者は特許権侵害の恐れがある輸出入の貨物に対し、特許管理部門及び税関、国境検査検疫等の部門に特許権を保護するための必要な措置を取るよう求めることができる。

第23条 特許管理部門に特許紛争の処理を申請する案件については、調停を経て双方が合意に達した場合、特許管理部門は調停書を作成しなければならない、調停書は当事者双方に送達した後発効となる。調停できなかった場合、当事者は法に基づき人民法院に民事訴訟を提起することができる。

第4章 特許違法行為の調査、処理

第24条 特許管理部門は下記に挙げる特許違法行為に対し監督、調査、処理を行う。

- (1) 特許標識を表示した非特許製品を製造又は販売すること。
- (2) 規定された方法に基づき製品又は当該製品の包装に特許標識を表示しないこと。
- (3) 特許権が無効であると宣告された後も、製造又は販売される製品又は当該製品の包装に特許標識を表示し続けること。
- (4) 広告などの宣伝資料又は契約書の中で非特許技術の特許技術、非特許製品の特許製品であると称すること。
- (5) 特許証又はその他の特許文書、特許出願文書を偽造又は変造すること。
- (6) 特許管理部門が下した処理決定又は人民法院の判決を認めた特許権侵害案件は侵害行為者が再び当該特許権を侵害すること。
- (7) 許可なしにその製造、販売する製品又は当該製品の包装に他人の特許番号を表示すること。
- (8) 許可なしに広告などの宣伝資料又は契約書、入札書等の資料の中で他人の特許番号を使用すること。

第25条 如何なる単位及び個人も特許違法行為を告発する権利を有する。

特許管理部門は特許違法行為の告発を受け又は特許違法行為を発見した後、10日以内に審査して立案しなければならない。

第26条 特許管理部門は特許違法行為の調査、処理に際し、当事者及び証人に質問し、特許違法行為に係わる物品を検査し且つ法に基づき登記して保存することができ、特許違法行為に係わる契約書、帳簿などの資料を検閲、複製又は登記して保存する権利を有する。

特許管理部門が前項に規定された職権を行使する際、関係単位または個人は協力しなければならない、拒絶又は妨害してはならない。

第27条 特許管理部門は特許違法行為の調査、処理において、立案日から6ヶ月以内に処罰決定を下さなければならない。

第5章 法的責任

第28条 発明者又は創作者の非職務発明創造による特許出願権を横領した場合、所在の単位又は上級の主管機関は行政処分を行い、且つ法に基づき民事責任を負う。

第29条 本条例第24条に規定された特許違法行為がある場合、県級以上の人民政府の特許管理部門は当事者に違法行為を停止し、公開で是正し、影響を排除するよう命じ、違法所得を没収し、且つ違法所得の1倍以上3倍以下の罰金を科すことができ、違法所得がない場合は、1千元以上5万元以下の罰金を科す。

第30条 本条例第9条の規定に違反して、工商行政管理部門は法に基づき調査、処理する。

第31条 本条例第10条の規定に違反して、県級以上の人民政府の特許管理部門は期限を指定して是正するよう命じ、期限を過ぎても是正しない場合、1千元以上3万元以下の罰金を科すことができる。

第32条 本条例第19条、第20条、第26条の規定に違反して、関係当事者が案件に係わる契約書、帳簿、図面資料の提供を拒絶し、又はそれを隠匿、移転、廃棄し、又は封印保存された物品を無断で開封、移転、処理した場合、特許管理部門は1千元以上3万元以下又は違法所得の1倍以上3倍以下の罰金を科す。犯罪に該当する場合には、司法機関が法に基づき刑事責任を追及する。

第33条 罰金の収入は国の関係規定により国庫に収めるものとする。

第34条 特許管理部門の職員が法に基く公務執行を拒絶、妨害し、「中華人民共和國治安管理処罰法」に違反した場合、公安機関は治安処罰を行い、犯罪に該当する場合には、司法機関が法に基づき刑事責任を追及する。

第35条 特許管理部門の職員が職務懈怠、職権濫用、汚職をした場合、その所在単位又は上級の主管部門は行政処分を行い、当事者の合法的權益に損害を与えた場合、法に基づき賠償し、犯罪に該当する場合には、司法機関が刑事責任を追及する。

第36条 当事者は特許管理部門が下した行政処罰の決定に不服がある場合、処罰決定書を受領した日から60日以内に本級の人民政府又は処罰決定を下した部門の上級特許管理部門に行政不服再審を申請することができ、法に基づき直接人民法院に訴えることもできる。

期限を過ぎても不服再審を申請せず、提訴せず且つ処罰決定を履行しない場合には、特許管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。

第6章 附則

第37条 本条例は公布日から実施する。